（特別名誉会員制度）

チャータード会員制度ご案内

TOJO NO MORI COUNTRY CLUB

入会後3年を経過している個人正会員様を対象に、
ご家族との楽しいクラブライフを応援いたします。

制度のご案内

チャータード会員制度とは、ご親族の方に会員資格を移行でき、また移行後もこれまで通り正会員として東条の森カントリークラブをご利用できる制度です。

◆制度申込期間

2025年1月1日から2025年12月31日

◆対象会員

ご入会より3年以上経過した東条の森
満65才以上の個人正会員及び平日会員の方

◆会員権の移行

会員のご親族の方に移行の場合、登録料だけで名義変更ができます。
正会員　 様　 登録料（55,000円）税込
平日会員 様　 登録料（27,500円）税込

◆チャータード会員年会費優遇制度

チャータード会員に移行されますと移行月から年会費が下記のように優遇されます。年度途中の場合は、月割りになります。

※ 65～79歳 年会費50％割引　 80歳～ 年会費無料

※チャータード移行後、満80歳を迎えた場合は翌年から、年会費の無料が適応されます。

東条の森カントリークラブ
会員サポート部
℡0795-46-1301